

日本E R I 株式会社
エネルギーパス第三者認証業務要領

evaluation, rating, inspection



日本ERI株式会社

この「エネルギーパス第三者認証業務要領」（以下「業務要領」という。）は、日本E R I株式会社（以下「E R I」という。）が実施する、エネルギーパス第三者認証業務について必要な事項を定めるものです。

認証業務の要領

1. 手続きの流れ

1) 審査の条件

①業務の対象

エネルギーパス第三者認証の対象は、住宅の新築及び既存住宅とします。また、申請の時期は着工前、着工後を問わないものとします。

②審査の実施者

審査の実施者は、住宅品質確保法第13条に定める評価員でE R Iに評価員として選任されている者（以下「審査員」という。）とします。また、業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものとして平成18年国土交通省告示第304号を審査員について準用します。

③審査に必要な提出図書

審査に必要な提出図書は、別表1に定めるとおりとなります。なお、低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査、設計住宅性能評価又は長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査等をE R Iに同時に申請する場合には、審査に必要な提出図書のうち重複するものは省略することができます（ただし、審査の内容が確認できる場合に限りです。）。

2) 業務の引受

- E R Iは、申請者から審査の申請があった場合は、エネルギーパス第三者認証申請書の正本及び副本に、それぞれ1) ③の図書が添付されていること及び以下の事項について確認します。
 - a. 申請のあった住宅が、1) ①の業務の対象に該当すること。
 - b. 申請のあった住宅の建て方（一戸建ての住宅か共同住宅等）の確認をすること
 - c. 提出図書に不足なく、かつ記載事項に漏れがないこと
- 提出図書に特に不備がない場合には申請者に対して引受承諾書及び請求書を交付します。
- 認証書の発行前に申請を取り下げの場合においては、その旨を記載した取り下げ届をE R Iに提出します。

3) 審査の実施

- 2)の後、「2. 審査の方法」により審査を行います。
- 1) ③で提出された図書の内容に疑義がある場合又は審査上必要がある場合は申請者又は代理者に説明を求め、誤りがある場合は訂正を求めます。

4) エネルギーパス第三者認証書の発行

- 「2. 審査の方法」による審査が完了し、基準に適合していると認める場合、審査料金の入金がされたことを確認し、申請者に対してエネルギーパス第三者認証書を発行します。
- 認証書の発行は、申請書及び提出図書の副本を1部添えて行います。

- ・認証書には、別表 2「認証番号の付番方法」に基づき付番された認証番号を記載します。

2. 審査の方法

審査は、申請者が作成したエネルギーパス及び入力データ（一般社団法人日本エネルギーパス協会（以下「エネルギーパス協会」という。）が用意するエネルギーパス入力シートにより作成したものに限り。）と、審査用提出図書との整合性を確認します。

3. 審査料金

1) 新築及び既存住宅

税抜金額（カッコ内は税込金額）、単位：円

	審査条件		エネルギーパス第三者認証料金	
	一戸建ての住宅	単独審査		50,000 (55,000)
併願割引		B E L S	40,000 (44,000)	
		設計住宅性能評価		
		長期優良住宅		
		低炭素住宅		
	性能向上・基準適合			
共同住宅等	審査条件		エネルギーパス第三者認証料金 基本料金+戸あたり料金×審査対象住戸	
			基本料金	戸あたり料金
	単独審査		150,000 (165,000)	6,000 (6,600)
	併願審査	B E L S	100,000 (110,000)	
		設計住宅性能評価		
		長期優良住宅		
低炭素住宅				
	性能向上・基準適合	5,000 (5,500)		
<p>※複数審査との併願の場合は、該当する最低の料金を適用します。</p> <p>※「共用部を有しない2住戸のみの共同住宅等」の料金は一戸建ての住宅の料金に2を乗じた額とします。</p> <p>※共同住宅等にて、1住戸のみの場合の料金は一戸建ての住宅の額とします。</p>				

注：上記併願審査時の料金はエネルギーパス及び併願申請の外皮基準及び一次エネルギー消費量の計算を、(社)日本エネルギーパス協会が提供するプログラムを用いて行う場合であって、同じ窓口提出される場合に限ります。

2) 変更申請料金

上記各料金の2分の1の額とします。

3) 再発行料金

認証書を再発行する場合の再発行料金は、一通につき10,000円(税込11,000円)とします。

4) 審査料金の減額

E R Iは、効率的に審査を行うことができる等の合理的理由がある場合等においては、1)に定める審査料金によらず、別途料金を定めることができるものとします。

5) 審査料金の増額

E R Iは、審査に要する時間が想定している時間を超える場合等においては、1)に定める審査料金によらず、別途審査料金を定めることができるものとします。この場合において、E R Iは、申請者に対し、見積もりを提出します。

4. 秘密保持について

E R I及び審査員並びにこれらの者であった者は、この審査の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはなりません。

5. 帳簿の作成・保存について

E R Iは、次の(1)から(9)までに掲げる事項を記載した認証書の発行業務管理帳簿(以下「帳簿」という。)を作成し事務所に備え付け、施錠のできる室又はロッカー等において、個人情報及び秘密情報が漏れることなく、かつ、認証書の発行業務以外の目的で複製、利用等がされない、確実な方法で保存します。

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
- (2) 認証業務の対象となる建築物の名称
- (3) 認証業務の対象となる住宅の家屋番号及び所在地
- (4) 認証業務の対象となる住宅の建て方
- (5) 審査の申請を受けた年月日
- (6) 審査を行った審査員の氏名
- (7) 審査料金の金額
- (8) 認証書の発行を行った年月日

ただし、上記に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じE R Iにおいて電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクをもって「帳簿」に代えることができる。

6. 書類等の保存

帳簿は審査業務の全部を終了した日の属する年度、審査用提出図書および認証書の写しは認証書の発行を行った日の属する年度から5事業年度保管します。

7. 国土交通省等への報告等

E R I は、公正な業務を実施するために国土交通省等から業務に関する報告等を求められた場合には、審査の内容、判断根拠その他情報について報告等をします。

8. エネルギーパス協会への報告

E R I は、エネルギーパス協会から業務に関する報告を求められた場合には、審査の内容、判断根拠その他情報について、報告等を行うことができるものとします。

別表 1

図面の種類		明示すべき事項
各種図面等	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
		縮尺及び方位
	配置図	敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請建築物と周辺建築物との距離及び高さの関係
		構造及び工法
	仕様書 (仕上げ表、機器表を含む。)	部材の種別及び種類
		断熱材及び開口部の種別、寸法及び熱的物性値
		外装材の色
		サッシュの色
		暖冷房設備の種別、位置、仕様、性能及び数
		機械換気設備の種別、位置、仕様、性能、数及び制御方法
		給湯設備（太陽熱温水器、節湯器具）の種別、位置、仕様、性能、数
		照明設備の種別、位置、仕様、性能、数及び制御方法
		発電設備（太陽光発電、コージェネレーション）の種別、位置、仕様、性能、数及び制御方法
		気密測定の実績値又は実測値
	面積表	求積図
		用途別床面積表
		外皮面積の計算内容
		気積の計算内容
	各階平面図	縮尺及び方位、
		間取り、各室の名称、用途及び寸法並びに天井の高さ
		壁の種類及び位置、
		開口部の位置、構造及び寸法
		開口部付属部材の位置及び種類
		日よけ（軒、庇、オーバーハング等）の寸法
		袖壁等の寸法
		設備等の位置
	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式	
立面図	縮尺	
	開口部の位置、構造及び取付高さ寸法	

		日よけ（軒、庇、オーバーハング等）の位置及び出寸法並びに窓上端から日よけ下端までの寸法
		屋根・外壁の色
	断面図又は矩計図	縮尺
		建築物の高さ（基礎、床、天井、階高さ、軒高さ並びに最高高さ等）
		熱的境界（基礎、床、外壁、天井並びに屋根等）の構造
		日よけ（軒、庇、オーバーハング等）の位置及び出寸法並びに窓上端から日よけ下端までの寸法
	各部詳細図	縮尺
		外壁、開口部、床、屋根その他断熱性を有する部分の材料の種別及び寸法
	各種計算書等	実質熱貫流率、日射取得率、その他計算を行った計算内容
	その他資料	各部材の断熱性能がわかる資料
		ガラスの日射取得率がわかる資料
		各設備性能等がわかる資料

別表 2

「認証番号の付番方法」

認証番号は次のとおり表すものとする。

『E R I E P-○○○○○○○○』

1～2 西暦の下2桁

3～8 通し番号（000001から順に付するものとする。）

（附則）この要領は2021年3月1日から施行する。

平成 26 年 1 月 20 日 制定

平成 26 年 2 月 25 日 改訂

平成 27 年 4 月 1 日 改訂

平成 28 年 4 月 1 日 改訂

平成 29 年 8 月 1 日 改訂

2019 年 7 月 1 日 改訂

2021 年 2 月 1 日 改訂